「はじめる」から「かなえる」へ。福島県では、震災から10年を機に「ふくしまから はじめよう」からのバトンを渡す、新スローガン「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」を策定しました。復興に向けて歩んできた「これまで」と、新しい未来に繋げていく「これから」と、県民のみなさんひとりひとりの「今」を重ねたメッセージです。

働き方改革に取り組む企業を応援します！

福島県　雇用労政課

人口が減少し労働力が不足する中、企業が持続的に発展していくためには、働き方改革を進め、多様な働き方の下で誰もが活躍できる環境づくりが必要となっています。

県では、職場における女性活躍の推進や、男性の育児などへの参加推進、長時間労働の是正、年次有給休暇や介護休業の取得促進により、仕事と生活の調和がとれた働きやすい職場環境づくりを行っている企業に対し奨励金を交付し、取り組みを後押ししています。

ホームページで詳しい情報を公開しています。 福島県　女性活躍・働き方改革 検索

はじめに

福島県の人口は、177万人（令和５年４月１日現在）※1で、平成10年の214万人をピークに減少が続いており、それに伴い就業者数も平成７年の108.7万人をピークに減少傾向にあります。今後、これまでのように人口減少が継続した場合、令和22年には就業者数は61.5万人にまで減少が予想されています※2。

労働力が不足する中、企業が持続的に発展していくためには、性別、年齢を問わず多様な人材が活躍できる環境づくりが重要となってきています。

一方で、男女別の管理職の割合（男性79.8％、

女性20.2％）※3や、家事・育児・介護の男女別の負担割合には大きな差が生じており※4、女性が出産・育児などを機に離職した後に無業状態となる割合が高い（69.6％）※5など、女性の活躍に必要なキャリア形成が困難な状況が見受けられます。夫の家事・育児時間が長いほど妻の就業継続割合が高い調査結果も出ている※6ことから、女性が希望する働き方を実現して能力を発

※１　福島県「福島県現住人口調査月報（令和５年４月１日現在）」
※２　福島県「福島県人口ビジョン（令和元年12月更新）」
※３　福島県「労働条件等実態調査結果報告書（令和４年７月31日現在）」
※４　福島県「令和２年男女共同参画・女性の活躍に関する意識調査」
※５　総務省「平成29年就業構造基本調査（福島県値）」
※６　厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査（2012年成年者）」

揮する環境整備には、男性の働き方改革も含めた、男女ともに働きやすい環境づくりが求められています。

また、今後の子育て世代となる大学生への調査では、男女ともに共働き希望が増加しており、育児休業を取って積極的に子育てしたい男性の割合が年々増加している結果も出ており※7、働き方改革を進めることは、現在働いている方の離職防止や労働生産性向上にとどまらず、優秀な人材の確保・定着、企業の魅力度向上につながる有効な取り組みであると考えられます。

女性活躍・働き方改革支援奨励金

県では、女性活躍や働き方改革により働きやすい職場環境づくりを行っている企業に対して奨励金を交付することで、取り組みを後押ししています。

奨励金の概要

【対象企業】

福島県次世代育成支援企業認証を得た企業または認証を得る予定の企業

【対象取り組み】

① 女性活躍の推進

ア 女性管理職の増加

当該年度に係長相当職以上に占める女性の割合が20％以上となった場合。

※7 マイナビ「マイナビ2023年卒大学生のライフスタイル調査」

前年度までに20％を達成している場合は前年度と比較して当該年度の割合が上昇した場合。

イ 女性の積極採用

前年度の１月から当該年度の12月までに採用した労働者のうち女性の割合が20％以上の場合。

ウ 女性役員の増加

当該年度に新たに女性役員を登用した場合。

エ 離職者の再雇用

結婚、出産、育児または介護を理由として離職した労働者を当該年度に再雇用した場合。離職前、再雇用後の雇用形態は問わない。

オ 治療と仕事の両立

不妊治療をはじめとした治療と仕事の両立を図るための休暇制度があり、または新たに導入し、当該年度に利用実績があった場合（就業規則などに規定していること）。

カ 正規雇用労働者への転換

パートタイム労働者から正規雇用労働者への転換制度があり、または新たに導入し、当該年度に利用実績があった場合（就業規則などに規定していること）。

② 男性の育児休業の取得促進

７日以上、１か月以上または３か月以上取得し原職などに復職していること。

③ 介護休業の取得促進

５日以上または１か月以上取得し原職などに復職していること。

④ 所定外労働の削減

取組期間（３か月間）における平均所定外労働時間数を過去２年間の同時期と比較して15時間以上削減させること。

⑤ 年次有給休暇の取得促進

取組期間（３か月間）における年次有給休暇の平均取得日数を過去２年間の同時期と比較して３日以上増加させること。

【奨励金交付額】

① 女性活躍の推進（１項目当たり）	20万円
② 男性の育児休業の取得促進	
７日以上取得	10万円
１か月以上取得	20万円
３か月以上取得	30万円
③ 介護休業の取得促進	
５日以上取得	10万円
１か月以上取得	20万円
④ 所定外労働の削減	20万円
⑤ 年次有給休暇の取得促進	20万円

福島県次世代育成支援企業認証制度

女性の活躍推進や仕事と生活の調和がとれた働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を県が認証する制度です。

上記で紹介した奨励金の要件となるほか、認証を受けると休憩室などの整備のための助成金などを活用いただけます。また、県が行う入札などでの優遇、新卒採用企業合同説明会などに優先的に参加できるなど各種メリットがあります。働き方改革の第一歩として、認証を取得してみませんか？

福島県次世代育成支援企業認証マーク

福島県　次世代育成支援企業　検索

ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣

「働き方改革の取り組みを始めたいが、まずは何からすれば良いかわからない」、「認証を取得してみたい」、「就業規則の見直しを検討したい」などの企業のお悩みを解決するため、県では、無料で社会保険労務士の派遣を行っています。

ぜひご活用ください。

福島県　ワークライフバランスアドバイザー　検索

問い合わせ先　福島県　雇用労政課
電話：024（521）7289